

議員提出議案第2号

長門市議会会議規則の一部を改正する規則

令和7年3月21日提出

提出者 長門市議会議員 林 哲也

賛成者 長門市議会議員 吉津弘之

賛成者 長門市議会議員 田村大治郎

賛成者 長門市議会議員 綾城美佳

賛成者 長門市議会議員 ひさなが 信也

長門市議会会議規則の一部を改正する規則

長門市議会会議規則（平成17年長門市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
目次	目次
第1章 会議	第1章 会議
第1節 総則(第1条-第12条)	第1節 総則(第1条-第12条)
第2節 議案及び動議(第13条-第18条)	第2節 議案及び動議(第13条-第18条)
第3節 議事日程(第19条-第23条)	第3節 議事日程(第19条-第23条)
第4節 選挙(第24条-第32条)	第4節 選挙(第24条-第32条)
第5節 議事(第33条-第46条)	第5節 議事(第33条-第46条)
第6節 秘密会(第47条・第48条)	第6節 秘密会(第47条・第48条)
第7節 発言(第49条-第62条)	第7節 発言(第49条-第62条)
第8節 表決(第63条-第72条)	第8節 表決(第63条-第72条)
第9節 公聴会及び参考人(第73条-第79条)	第9節 公聴会、参考人(第73条-第79条)
第10節 会議録(第80条-第84条)	第10節 会議録(第80条-第84条)
第11節 協議又は調整を行うための場(第85条)	第11節 協議又は調整を行うための場(第85条)
第12節 議員派遣(第86条)	第12節 議員派遣(第86条)
第2章 請願及び陳情(第87条-第95条)	第2章 請願及び陳情(第87条-第95条)
第3章 辞職及び資格の決定(第96条-第100条)	第3章 辞職及び資格の決定(第96条-第100条)
第4章 規律(第101条-第104条)	第4章 規律(第101条-第104条)
第5章 懲罰(第105条-第110条)	第5章 懲罰(第105条-第110条)
第6章 補則(第111条-第113条)	第6章 補則(第111条)

第7節 発言

(発言の許可)

第49条 発言は、全て議長の許可を得た後にしなければならない。

(発言の通告をしない議員の発言)

第51条 発言の通告をしない議員は、通告した議員が全て発言を終わった後でなければ、発言を求めることができない。

2 (略)

(発言内容の制限)

第54条 発言は、全て簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反するときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 (略)

第8節 表決

(表決の問題の宣告)

第63条 議長は、表決を採るときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立又は挙手等による表決)

第66条 議長は、表決を採るときは、問題を可とする議員に起立をさせ、又は挙手等をさせ、起立又は挙手等の議員の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長は、起立又は挙手等の議員の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第67条 議長は、必要があるとき又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第70条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条(議場の出入口閉鎖)、第27条(投票用紙の配付及び投票箱の点検)、第28条(投票)、第29条(投票の終了の宣告)、第30条(開票及び投票の効力)第1項から第3項まで、第31条(選挙結果の報告)第1項及び第32条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第71条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。議長は、異議がないときは、可決の旨を宣告する。

第7節 発言

(発言の許可)

第49条 発言は、すべて議長の許可を得た後にしなければならない。

(発言の通告をしない議員の発言)

第51条 発言の通告をしない議員は、通告した議員がすべて発言を終わった後でなければ、発言を求めることができない。

2 (略)

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反するときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 (略)

第8節 表決

(表決の問題の宣告)

第63条 議長は、表決をとるときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立又は挙手等による表決)

第66条 議長は、表決をとるときは、問題を可とする議員に起立をさせ、又は挙手等をさせ、起立又は挙手等の議員の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長は、起立又は挙手等の議員の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第67条 議長は、必要があるとき又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第70条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条(議場の出入口閉鎖)、第27条(投票用紙の配付及び投票箱の点検)、第28条(投票)、第29条(投票の終了の宣告)、第30条(開票及び投票の効力)_____、第31条(選挙結果の報告)第1項及び第32条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第71条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。議長は、異議がないときは、可決の旨を宣告する。

ただし、議長は、その宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、起立又は挙手等の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第 72 条 (略)

2 (略)

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第 9 節 公聴会及び参考人

(公述人の決定)

第 75 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ _____ 申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

第 2 章 請願及び陳情

(請願書の撤回)

第 89 条 請願者は、請願書を撤回するときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となったものについては、議会の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第 90 条 (略)

2 (略)

3 請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の取消し)

第 92 条 議会に提出した請願について、これを紹介した議員がその紹介の取消しをするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題になった請願に対する紹介の取消しについては、議会の許可を得なければならない。

(請願の審査報告)

第 93 条 (略)

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 (略)

第 3 章 辞職及び資格の決定

(決定の通知)

ただし、議長は、その宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、起立又は挙手等の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第 72 条 (略)

2 (略)

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第 9 節 公聴会、参考人

(公述人の決定)

第 75 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、 _____ あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

第 2 章 請願及び陳情

(請願書の撤回)

第 89 条 請願者は、請願書を撤回するときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となったものについては、議会の承認を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第 90 条 (略)

2 (略)

3 請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の取消し)

第 92 条 議会に提出した請願について、これを紹介した議員がその紹介の取消しをするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題になった請願に対する紹介の取消しについては、議会の承認を得なければならない。

(請願の審査報告)

第 93 条 (略)

2 委員会は、 _____ 審査結果に意見を付けることができる。

3 (略)

第 3 章 辞職及び資格の決定

(決定書の交付)

第 100 条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 4 章 規律

(携帯品)

第 101 条 議場に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等の配付許可)

第 103 条 議場において、資料等を配付するときは、議長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第 104 条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

第 6 章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第 111 条 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行

第 100 条 議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2(議員の兼業禁止)の規定の該当の有無についての法第 127 条(失職及び資格決定)第 1 項の規定による決定をしたときは、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第 4 章 規律

(携帯品)

第 101 条 議場に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配付の許可)

第 103 条 議場において、資料、文書等の印刷物を配付するときは、議長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第 104 条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

第 6 章 補則

(新設)

うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条（議事日程の作成及び配付）、第88条（請願文書表の作成及び配付）第1項及び第90条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う

通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第112条 この規則の規定（第27条（投票用紙の配付及び投票箱の点検）第1項（第70条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

（会議規則の疑義に対する措置）

第113条 （略）

（新設）

（会議規則の疑義に対する措置）

第111条 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。